

「今村証券約款・規定集」新旧対照表

2026 年 10 月
(下線部分変更)

新	旧
「投資信託積立取引取扱規定」 (規定の趣旨) 第1条 本規定は、お客様(以下「申込者」といいます。)と今村証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で契約する投資信託の定時定額購入サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取決めです。 2 本規定に別段の定めのない事項については、投資信託にかかる目論見書等及び今村証券約款・規定集、<u>「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理に関する約款」</u>(以下「NISA約款」といいます。)、その他当社の他の約款の定めるところによります。 (買付銘柄の選定) 第2条 本サービスによって買付けが可能な投資信託は、当社が選定する投資信託(以下「選定投資信託」といいます。)とします。なお、申込者が<u>NISA約款に規定するつみたて投資枠</u>で買付けを行う選定投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得の<u>申込み</u>や、累積投資取引によらない取得の<u>申込み</u>を行うことはできません。 (払込方法) 第3条 申込者の指定する金融機関(以下「指定金融機関」といいます。)の<u>口座から、当社の指定する収納代行業者による口座振替により払い込むものとします。</u> 2 <u>引落日</u>は毎月 27 日(指定金融機関が休業日の場合は翌営業日)とします。 (申込方法) 第4条 申込者は、本サービスの<u>利用</u>にあたっては、あらかじめ当社の総合取引口座及び必要に応じて非課税口座を開設するものとします。 2 申込者が本サービスにより買付けを行う場合は、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面の内容をあらかじめ確認した上で、投資信託累積投資約款に<u>基づく契約を締結するものとします。</u> (指定投資信託の買付け) 第5条 申込者は、毎月当社の定める日(以下「買付日」といいます。)に、買付金額が1銘柄毎に1万円以上1千円単位で、指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、申込者が<u>NISA約款に規定する成長投資枠での買付けを指定した場合において、買付けにより利用可能な非課税投資枠を超えるときは、その全額を、特定口座を設定している場合は特定口座(未設定の場合は一般口座)にて買付けることとします。なお、つみたて投資枠での買付けを指定した場合において、利用可能な非課税投資枠を超えるときは、買付けを行わないものとします。</u>	「投資信託積立取引取扱規定」 (規定の趣旨) 第1条 <u>この規定は、お客様(以下「申込者」といいます。)と今村証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で契約する投資信託の定時定額購入サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取決めです。</u> 2 <u>この規定に別段の定めのない事項については、投資信託にかかる目論見書等及び今村証券約款・規定集、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款、その他当社の他の約款の規定により取扱うものとします。</u> (買付銘柄の選定) 第2条 本サービスによって買付け<u>できる</u>投資信託は、当社が選定する投資信託(以下「選定投資信託」といいます。)とします。なお、申込者が<u>非課税口座に設けられた特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。)</u>で買付けできる選定投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みを<u>する</u>ことはできません。 (払込方法) 第3条 申込者の指定する金融機関(以下「指定金融機関」といいます。)<u>口座から、当社の指定した収納代行業者による引落しにより払い込む方法により</u><u>ます。</u> 2 <u>お引落日</u>は毎月 27 日(<u>申込者の指定する金融機関が休業日の場合は翌営業日</u>)とします。 (申込方法) 第4条 申込者は、本サービスを<u>ご利用</u>にあたっては、あらかじめ当社の総合取引口座及び必要に応じて非課税口座を開設されている必要があります。 2 申込者が本サービスにより買付けを行う場合は、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面の内容をあらかじめよくご理解していただく必要があるとともに、投資信託累積投資約款に<u>従った契約を結んでいただくものとします。</u> (指定投資信託の買付け) 第5条 申込者は、毎月当社の定める日(以下「買付日」といいます。)に、買付金額が1銘柄毎に1万円以上1千円単位で、指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、申込者が<u>特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といいます。)での買付けを指定したときで、買付けにより租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第6号ハに定める金額を超えることとなるとき、その全額を、特定口座を設定しているときは特定口座(未設定のときは一般口座)にて買付けることとします。なお、つみたて投資枠での買付けを指定したときは、<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第6号イに定める金額を超えることとなる</u></u>

2（現行どおり） (1)指定金融機関口座の<u>残高</u>が引落時点で<u>買付金額</u>の合計に<u>満たない</u>とき （果実の再投資及び返還） 第6条 指定投資信託の果実の再投資及び返還については、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面の<u>定めるところによります</u>。 （選定投資信託の除外） 第9条 当社は、選定投資信託が次のいずれかに該当したときは、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外できるものとします。<u>この場合</u>、当社は当該投資信託の申込者に遅滞なく当該選定投資信託を除外することを通知するものとします。 （解約） 第10条 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1)～(3)(現行どおり) (4)当社が本サービスを<u>提供する</u>ことができなくなったとき (5)～(6)(現行どおり) (その他) 第11条 第7条及び第9条の規定に従い、申込者に対し当社が<u>行った</u>諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかったときにおいては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。 2 次のいずれかに該当したとき、申込者はこれを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。 (1)～(4)(現行どおり) (5)当社が本規定に<u>基づく</u>サービスの全部又は一部を終了したとき 3 当社、収納代行業者又は指定金融機関は、当社、収納代行業者又は指定金融機関の故意又は重大な過失による場合を除き、申込者又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。 （合意管轄） 第13条 <u>本規定</u>に関する申込者と当社との間で生ずるすべての訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。 以上 (2026.10) 附 則 この改正は、2026年10月1日から施行する。	<u>ような買付金額の指定はできないものとします</u>。 2（省 略） (1)指定金融機関口座の<u>残金</u>が引落時点で<u>買付金</u>の合計に<u>満たなかった</u>とき （果実の再投資及び返還） 第6条 指定投資信託の果実の再投資及び返還については、指定投資信託毎の交付目論見書及び目論見書補完書面に<u>従うもの</u>とします。 （選定投資信託の除外） 第9条 当社は、選定投資信託が次のいずれかに該当したとき、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外できるものとします。<u>なお、このとき</u>、当社は当該投資信託の申込者に遅滞なく当該選定投資信託を除外することを通知するものとします。 （解約） 第10条 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1)～(3)(省 略) (4)当社が本サービスを<u>営む</u>ことができなくなったとき (5)～(6)(省 略) (その他) 第11条 第7条及び第9条の規定に従い、申込者に対し当社より<u>なされた</u>諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかったときにおいては、通常到着すべきときに到着したものと<u>して取り扱うことができるものとします</u>。 2 次のいずれかに該当したとき、申込者はこれを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。 (1)～(4)(省 略) (5)当社が本規定<u>上の</u>サービスの全部又は一部を終了したとき 3 当社、収納代行業者又は指定金融機関は、当社、収納代行業者又は指定金融機関の故意又は重大な過失<u>なくして</u>申込者又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。 （合意管轄） 第13条 <u>この規定</u>に関する申込者と当社との間で生ずるすべての訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。 以上 (2026.09)
---	---